

廿日市市就学時健康診断に係る会場設営及び運営等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

廿日市市(以下「本市」という。)では、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上必要な勧告、助言を行うとともに適切な就学を図ることを目的として、就学時健康診断を実施している。

この実施要領は、就学時健康診断業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

廿日市市就学時健康診断に係る会場設営及び運営等業務

(2) 業務内容

別紙「廿日市市就学時健康診断に係る会場設営及び運営等業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

上限額4,450,650円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※ 消費税及び地方消費税率は、10%とする。

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

※ 自然災害の発生又は感染症の流行等により、契約できない場合や事業内容を変更する場
合がある。この場合、受託候補者は本事業に係る契約の締結ができなかったことにより生じ
た損害賠償について、本市に請求できないものとする。

(5) 契約の締結方法

本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として協議を行い、契約を締結する。

3 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件を全て満たす者とする。なお、複数事業者が連携する場合は、構成員全員が次の条件を全て満たすこと。また、グループの構成員となった場合は、別に単独で参加すること及び本プロポーザルにおける他のグループの構成員になることはできないものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 本契約の受託候補者決定の前日6か月以内に、手形又は小切手の不渡りがないこと。手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。

(3) 応募書類の提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平

成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可の決定又は民事再生法に基づく再生計画の認可の決定を受けた者を除く。

- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者又は破産手続の開始決定がされている者でないこと。
- (6) 廿日市市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団でなく、かつ、代表者及び役員等が同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 法人であること。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) 個人情報保護について、一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録、JAPHICマークの認定、ISO/IEC27001の認定のいずれかを満たすこと。
- (10) 過去5年間に於いて他の地方公共団体での同種業務又は類似業務の実績があり、本業務を遂行する十分な能力及び適正な執行体制を有していること。

4 応募及び各種手続きの窓口

廿日市市 教育部 学校教育課 学事係 (担当: 高木、石田)

所在地 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

電話 (0829)30-9202 FAX (0829)32-5163

電子メール gakkokyoiku@city.hatsukaichi.lg.jp

5 スケジュール (予定)

	項目	日程
1	公募開始	令和7年5月 8日 (木)
2	質問書の提出期間	令和7年5月 8日 (木) ~ 5月14日 (水)
3	質問書に対する回答	令和7年5月19日 (月)
4	参加申込期間	令和7年5月 8日 (木) ~ 5月23日 (金)
5	参加資格結果通知	令和7年5月30日 (金)
6	企画提案書の提出期間	令和7年6月 2日 (月) ~ 6月10日 (火)
7	プレゼンテーション	令和7年6月16日 (月)
8	選定結果の通知	令和7年6月下旬
9	契約締結	令和7年6月下旬

※ プレゼンテーションは、廿日市市役所にて実施予定、開催時間は別途連絡する。

6 実施要領等の配付

- (1) 配布開始日

令和7年5月8日（木）

(2) 配付方法

本市ホームページに掲載する。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp>

7 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年5月8日（木）～5月14日（水）

(2) 提出方法

4の応募及び各種手続きの窓口へ電子メールで送信すること。電話及び直接来庁による質問には応じない。

(3) 提出書類

質問書（様式1）

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答を集約し、質問者名を伏せて、令和7年5月19日（月）までに本市ホームページに掲載する。

(5) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、実施要領等の追補とみなす。

イ 質問の内容に参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

8 参加申込書兼誓約書の受付

(1) 受付期間

令和7年5月8日（木）～5月23日（金）

(2) 提出方法

4の応募及び各種手続きの窓口へ持参又は郵送の方法で提出すること。持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時までに、郵送の場合は受付最終日までに必着とする。

(3) 提出書類

連携事業者を含め、次の書類を全て提出すること。ただし、令和7年度廿日市市入札参加資格者名簿に登録のある事業者は、イ、ウ、エの書類提出を省略することができる。

ア 参加申込書兼誓約書（様式2）

複数事業者が連携する場合は、参加希望の主たる事業者が提出するものとし、併せて連携事業者についても、必要事項を記載すること。

イ 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（発行後3か月以内のもの、写しも可）

ウ 滞納のない旨の証明書（法人税、消費税及び地方消費税）

エ 滞納のない旨の証明書（市町村民税）

※ 本市に納税があれば本市のものを、納税がない場合は本店又は主たる営業所所在地のもの

オ 業務実績書（様式3）

3(10)に係る実績を記載すること。

カ 事業者概要がわかるもの(パンフレット等)

(4) 参加資格の結果通知

令和7年5月30日(金)までに通知する。

(5) 参加資格の取消

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

9 企画提案書の受付

(1) 受付期間

令和7年6月2日(月)～6月10日(火)

(2) 提出方法

4の応募及び各種手続きの窓口へ持参又は郵送(書留)の方法で提出すること。持参の場合は開庁日の午前9時から午後5時までに、郵送の場合は書留郵便とし、受付最終日午後5時までに必着とする。

(3) 提出書類

参加者は、次の書類を紙媒体で提出すること。

ア 企画提案書等提出届(様式4) 1部

イ 企画提案書(任意様式) 正本1部、副本4部

A4(縦横不問)とし、表紙含め20ページ以内で簡潔にまとめること。文字サイズは11ポイント以上とすること。ただし、図表中に使用する文字はこの限りではない。副本については、参加者の名称を伏せて作成すること。

ウ 見積書及び見積明細書(任意様式) 1部

エ 情報非公開希望申立書(様式5) 1部

提出書類は廿日市市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、対象文書として原則公開する。しかしながら、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と、公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。なお、非公開を希望する部分が無い場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

(4) 提案の取り下げ等

ア 提案書の再提出

企画提案書等の再提出は、上記(1)の受付期間内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

イ 提案を取り下げる場合

提案を取り下げる場合は、参加辞退届(様式6)を提出するものとする。

(5) 企画提案書等の取扱い

ア 提出書類は、再提出があった場合を除き、参加辞退届が提出された場合であっても返却し

ない。

イ 提出書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

ウ 記載内容の追加及び変更は、原則として認めない。

10 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションを次のとおり実施する。なお、プレゼンテーションに参加しない者は、辞退したものとみなす。

(1) 実施日時・場所

令和7年6月16日(月) 廿日市市役所内会議室

※ 会場及び事業者ごとの実施時間は、後日連絡する。

(2) 出席者

1者3名以内とする。

(3) 実施方法

企画提案書に基づき、1者30分程度(提案説明20分以内、質疑応答10分)で実施し、持込機器類設置・撤収に係る時間は、プレゼンテーションの前後各々10分以内とする。デモンストラーションを除き、追加での提案資料や資料配付は認めない。なお、プレゼンテーションは、非公開で実施する。

(4) その他

プロジェクター及びスクリーンは、本市において用意する。なお、プロジェクターに接続するパソコン等は、参加者において用意、設置すること。また、プレゼンテーション会場におけるインターネット環境が必要であれば、参加者において用意すること。

11 提案の審査及び受託候補者の決定

(1) 審査の方法

審査は、本プロポーザル審査委員会により、評価項目に基づいて企画提案書の内容を審査し、参加者ごとの評価点を算出する。

(2) 評価項目及び評価基準

審査項目	審査内容	配点
1 業務内容に関する提案	事業の目的、趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案がなされているか。	10
	会場設営・運営に伴い、現状、課題を把握し、医療従事者、対象者等のニーズにきめ細かく対応できる企画提案がなされているか。	10
	幅広い知識や専門的ノウハウ等を活用した企画となっているか。	10
	業務の特徴を理解した上での提案となっているか。	10
2 業務遂行能力	業務工程ごとに明確なスケジュールが記載されているか。	15
	業務実施体制について、具体的かつ明確に記述されているか。業	15

	務を適切に実施するために必要な経験等を有するスタッフの配置体制が確保されているか。	
3 業務実績	提案者は同種、類似業務の実績を有しているか。	10
4 提案金額	価格点の算定式 満点（10点）×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額（ただし、小数点以下を切り捨て）	10
5 その他	独自性・優位性があり、本市に有益な提案がされているか。	10
		100

※ 総合評価点400点満点(審査委員1名当たり 100点満点×4名)

(3) 受託候補者の決定方法

総合評価点が最も高い者を受託候補者とする。ただし、最低基準点を満点の6割とし、満たない場合は失格とする。

(4) 審査結果の通知等

審査結果は、全ての参加者に対して書面にて通知する。また、審査結果の公表は、受託候補者の名称、提案事業者数、全参加者の総合評価点（受託候補者以外の参加者の名称は不開示として公表）について、本市ホームページにおいて公表する。

(5) その他

ア 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。

イ 総合評価点が最も高い者が2者以上ある場合は、各審査委員の最高評価点を獲得した数が多い参加者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の参加者の中から多数決により受託候補者を決定する。

ウ 審査の経過に関する問い合わせには応じない。

12 契約の締結

審査委員会の審査の結果、受託候補者に選定された事業者と提出された企画提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、契約を締結する。また、協議が整わない場合にあつては、次順位の者と協議の上、契約を締結することがある。

13 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加条件」に掲げる参加資格を満たしていない者又は満たさなくなった者
- (2) 企画提案書を受付期間中に提出しなかった者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (4) 正当な理由なくプレゼンテーションに応じなかった者
- (5) 「2(4) 委託金額の上限」を超過した者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

14 その他

- (1) 企画提案書の作成等、このプロポーザルの参加に関する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) このプロポーザルにおいて使用する言語は、日本語、通貨単位は円とする。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、契約締結後に、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (5) 提出書類について情報公開請求があった場合は、廿日市市情報公開条例(平成12年条例第1号)に基づき、公開する場合がある。
- (6) 参加者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、このプロポーザルにおいて本市が提供する資料は、このプロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (7) 契約締結後においても、事業者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、本市は契約を解除することができる。
- (8) 業務の契約締結までの準備にかかる経費については、受託候補者の負担とする。